

1 体罰の根絶

体罰は、学校教育法第11条において禁止されている。体罰は、違法行為であるのみならず、児童の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為である。

体罰により正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童に力による解決への志向を助長させ、いじめや児童同士の暴力行為等の連鎖を生む恐れがある。もとより教員等は指導に当たり、児童一人一人をよく理解し、適切な信頼関係を築くことが重要であり、このために日頃から自らの指導の在り方を見直し、指導力の向上に取り組むことが必要である。懲戒が必要と認める状況においても児童の規範意識や社会性の育成を図るよう、適切に懲戒を行い、粘り強く指導することが必要である。

そのためには、体罰が否定される理由を再認識し、体罰に頼らない指導を進めるように、学校としての取組を常に見直し、体罰をしない、させない学校の雰囲気醸成していく。

2 体罰の定義

教員が、児童・生徒に対して、戒めるべき言動を再び繰り返させないという、教育目的に基づく行為や制裁を行うことを**懲戒**という。

懲戒には、事実行為としての注意、警告、叱責、訓戒や、法的効果をもたらす訓告、停学、退学の処分がある。

懲戒のうち、教員が、児童・生徒の身体に、直接的又は間接的に、肉体的苦痛を与える行為を**体罰**という。

体罰には、たたく、殴る、蹴る等の有形力（目に見える物理的な力）の行使によるものと、長時間正座や起立をさせる等の有形力を行使しないものがある。いずれも法によって禁じられている。

この体罰は、その態様により、**傷害行為、危険な暴力行為、暴力行為**に分類される。

また、**暴言や行き過ぎた指導**は、体罰概念に含まれないが、体罰と同様に、教育上不適切な行為であり許されないものである。

東京都教育委員会「体罰の定義・体罰関連行為のガイドライン」平成26年4月より

3 体罰を防止する策

(1) 体罰防止に関する教員研修の徹底

- ①年度当初、全教職員に、体罰禁止についての基本的な考え方、体罰ガイドライン、学校としての方針等について周知し、徹底する。
- ②改訂された「使命を全うする」、体罰関連の服務事故の事例、不適切な指導の事例、都の教員研修パンフレット、体罰根絶映像資料等を活用し、定期的に体罰防止の研修を実施する。
- ③自分の性格や傾向を把握し、アンガーマネジメントなど、感情をコントロールするスキル、物事を前向きに建設的に考えるスキルをより向上させる。

(2) 体罰をチェックする機能の強化

- ①自己申告書に体罰や不適切な指導を行わないための方策を設定させるほか、月に1度「体罰セルフチェックシート」への記入を行い、自己の指導を振り返る。
- ②児童へのアンケートを実施し、指導の状況について確認するとともに、児童が相談できる体制をつくる。
- ③教職員等が体罰と疑わしい行動の兆候を見つけたらすぐに制止させるとともに、必ず管理職に報告・相談する。

(3) 体罰に頼らない風土を醸成するための取り組み

- ①教職員自身も含めて、児童や保護者の多様性を尊重し、柔軟な思考ができるように、教職員同士の情報共有を密にするとともに、相談体制を充実させる。
- ②指導が、不適切な指導や体罰にエスカレートしないように、見通しのよい場所で指導したり、複数の教職員で指導したりするようにする。特に、指導が困難な事案については、教職員が一人で抱えるのではなく、組織的に指導したり、対応したりするようにする。
- ③児童に指導を行う場合は、誤解を招かないように、保護者と速やかに情報共有し、共通理解の下で指導を行うようにする。
- ④学校公開、その他学校行事等を始め、保護者や地域との意見交換する場を積極的に設定する。